

旅客営業規則および IC カード乗車券取扱規則に 関する特約の改定について

当社では、下記のとおり改定させていただきます。

記

1 制定および改定

- (1) 旅客営業規則
- (2) IC カード乗車券取扱規則に関する特約

2 実施日

令和6年4月1日（月）初電より

3 内 容

以下の新旧対照表のとおり改定いたします

以上

《お問合せ》

シーサイドライン 運輸部 業務課
TEL：045-787-7008
(9:00～17:20)

「旅客営業規則」新旧対照表

現行

「旅客営業規則」

(通学定期乗車券の発売)

第27条

指定学校（旅客鉄道会社および当社が指定した学校および救護施設指定取扱規則により指定した学校）の学生（放送大学を除く）・生徒・児童または幼児が次の各号に定めるところにより乗車する場合で、その在籍する指定学校代表者において、必要事項を記入して発行した通学証明書を提出したとき、または通学定期乗車券購入兼用の身分証明書を提示し、かつ定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1か月、3か月または6か月有効の通学定期乗車券を発売する。

- (1) 居住地最寄り駅と在籍する指定学校最寄り駅との相互間を通学のため乗車する場合
 - (2) 区間および経路を同じくして順路によって乗車する場合
- 2 通学証明書の様式は次のとおりとする。

No. _____ 通 学 証 明 書		
学校種別 又は指定番号	区分	
通学者の氏名・年齢及び性別	(才) 女	
通学者の居住地	電話 ()	
部科及び学年	部	科 学年 (年次)
証明書番号		
通学区間	駅	駅間 経由
通学定期乗車券の有効期間	箇月	
※通学定期乗車券の使用開始日	平成 年 月 日から	
通学証明書の有効期間	平成 年 月 日から	
証 明	平成 年 月 日発行	代表者 職 印
	学校所在地 _____	
	学校名 _____	
	学校代表者氏名 _____	
1 この証明書の有効期間は、発行日から上記の期限まで（1箇月間）です。		
2 この証明書のうち、※印の欄以外の記入事項は、発行者が記入（性別は、該当のものを○で囲む。）してください。		
3 この証明書のうち、※印の欄は、通学者が記入してください。		
4 この証明書に記入した事項を訂正した場合は、※印欄の記入事項については通学者の認印、その他の記入事項については代表者の職印のないものは、使用できません。		
下欄には、記入しないでください。		
年	月	日まで
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)

12.5cm (裏無地)

備考 必要により、様式の上部余白に学校のもより駅欄を印刷する。

- 3 通学証明書の有効期間は、発行の日から1か月間とする。
- 4 指定学校の学生・生徒もしくは児童が実習するため実習場等まで乗車する場合で、旅客鉄道会社指定および当社が必要と認めた場合は、第1項の規定に準じて通学定期乗車券を発売できる。
- (2) 登校拒否の児童または生徒が在籍する学校以外の公的機関および民間施設において、相談または指導を受けるために通う場合

改定後

「旅客営業規則」

(通学定期乗車券の発売)

第27条

指定学校（旅客鉄道会社および当社が指定した学校および救護施設指定取扱規則により指定した学校）の学生（放送大学を除く）・生徒・児童または幼児が次の各号に定めるところにより乗車する場合で、その在籍する指定学校代表者において、必要事項を記入して発行した通学証明書を提出したとき、または通学定期乗車券購入兼用の身分証明書を提示し、かつ定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1か月、3か月または6か月有効の通学定期乗車券を発売する。

- (1) 居住地最寄り駅と在籍する指定学校最寄り駅との相互間を通学のため乗車する場合
 - (2) 区間および経路を同じくして順路によって乗車する場合
- 2 通学証明書の様式は次のとおりとする。

No. _____ 通 学 証 明 書		
学校種別 又は指定番号	区分	
通学者の氏名・年齢	(歳)	
通学者の居住地	電話 ()	
部科及び学年	部	科 学年 (年次)
証明書番号		
通学区間	駅	駅間 経由
通学定期乗車券の有効期間	箇月	
※通学定期乗車券の使用開始日	年 月 日 から	
卒業予定年月日	年 月 日 まで	
証 明	年 月 日発行	代表者 職 印
	学校所在地 _____	
	学校名 _____	
	学校代表者氏名 _____	
1 この証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間です。		
2 この証明書のうち、※印の欄以外の記入事項は、発行者が記入（性別は、該当のものを○で囲む。）してください。		
3 この証明書のうち、※印の欄は、通学者が記入してください。		
4 この証明書に記入した事項を訂正した場合は、※印欄の記入事項については通学者の認印、その他の記入事項については代表者の職印のないものは、使用できません。		
下欄には、記入しないでください。		
年	月	日まで
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)

12.5cm (裏無地)

- 3 通学証明書の有効期間は、発行の日から1か月間とする。
- 4 指定学校の学生・生徒もしくは児童が実習するため実習場等まで乗車する場合で、旅客鉄道会社指定および当社が必要と認めた場合は、第1項の規定に準じて通学定期乗車券を発売できる。
- (2) 登校拒否の児童または生徒が在籍する学校以外の公的機関および民間施設において、相談または指導を受けるために通う場合

「ICカード乗車券取扱規則に関する特約」新旧対照表

現行	改定後
<p>「ICカード乗車券取扱規則に関する特約」</p> <p>(定期乗車券等の発売)</p> <p>第10条</p> <p>2 モバイルPASMO及びApple PayのPASMOに通学定期乗車券の購入を希望する場合で、次の各号に該当するときは、当該通学定期乗車券の有効期間の開始日の7日前までに、会員メニューに掲示のある所定の購入申込書を印刷し必要事項を記入のうえ、通学証明書の本通、または通学定期乗車券購入兼用証明書の写しとを併せてサポートセンターへ郵送し、購入に必要な申し込みを行うものとする。</p> <p>(モバイルPASMOの発行替え)</p> <p>第11条</p> <p>2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。</p> <p>(4) 小児用PASMOおよび一体型PASMO</p> <p>(Apple PayのPASMOの発行替え)</p> <p>第11条の2</p> <p>2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。</p> <p>(3) 小児用PASMOおよび一体型PASMO</p> <p>(モバイルIC定期乗車券の区間変更)</p> <p>第12条</p> <p>4 前各項による区間変更をしようとするときで、定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録がなされていない場合は、当該クレジットカードの登録後に限り取扱うものとする。</p> <p>(免責事項)</p> <p>第18条</p> <p>4 第11条に定める発行替え及び第17条に定める携帯情報端末等の機種変更、紛失または故障に伴うモバイルIC乗車券の再発行、その他コンピュータシステム処理等により、PASMO ID番号が変更されたことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。</p>	<p>「ICカード乗車券取扱規則に関する特約」</p> <p>(定期乗車券等の発売)</p> <p>第10条</p> <p>2 モバイルPASMO及びApple PayのPASMOに通学定期乗車券の購入を希望する場合で、次の各号に該当するときは、当該通学定期乗車券の有効期間の開始日の2日前までに、会員メニューに掲示のある所定の購入申込書を印刷し必要事項を記入のうえ、通学証明書の本通、または通学定期乗車券購入兼用証明書の写しとを併せてサポートセンターへ郵送し、購入に必要な申し込みを行うものとする。</p> <p>10 第1項の規定にかかわらず、モバイルPASMO及びApple PayのPASMOに通学定期乗車券を購入する旅客は、保護者等のクレジットカードを定期旅客運賃の決済に使用することができる。このとき、決済に使用するクレジットカードに関する情報は、購入の都度、クレジットカードの名義人が入力するものとする。</p> <p>(モバイルPASMOの発行替え)</p> <p>第11条</p> <p>2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。</p> <p>(4) 小児用PASMO、一体型PASMOおよび障がい者PASMO</p> <p>(Apple PayのPASMOの発行替え)</p> <p>第11条の2</p> <p>PASMOカードからApple PayのPASMOへの発行替えを行うときは、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより取扱う。このとき、移行後のPASMOカードの取扱いは、PASMO取扱規則に関する特約の定めによる。</p> <p>(3) 小児用PASMO、一体型PASMOおよび障がい者PASMO</p> <p>(モバイルIC定期乗車券の区間変更)</p> <p>第12条</p> <p>4 前各項による区間変更をしようとするときで、定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録がなされていない場合は、当該クレジットカードの登録後に限り取扱うものとする。ただし、第10条第10項の規定により決済する場合は、この限りではない。</p> <p>(免責事項)</p> <p>第18条</p> <p>4 第11条に定める発行替え及び第17条に定める携帯情報端末等の紛失、故障または機種変更に伴うモバイルIC乗車券の再発行、その他コンピュータシステム処理等により、PASMO ID番号が変更されたことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。</p>